



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免について

●対象世帯・減免割合

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

→全額

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等（事業・不動産・山林・給与収入）の減少が見込まれる世帯※

→一部を減額

※該当となる世帯の要件は世帯主が次の条件に全て当てはまる場合です。

- (1)事業収入等の年間で見込まれる収入額から補てんされる保険金などを控除した額が前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●減免対象期間

令和2年2月～令和3年3月

●申請方法

減免申請書及び以下の書類を7月27日(月)までに下記へ郵送（必着）

- ①に該当する世帯…死亡診断書又は医師の診断書
 - ②に該当する世帯…収入見込申告書、現在の収入が分かる資料（帳簿、給与明細書など）、補填される保険金などがある場合は金額が分かる資料、事業を廃止・失業した場合はその内容が分かる資料（廃業届、事業主の証明など）、令和2年1月2日以降に本庄市に転入した方は前年の収入が分かる資料（確定申告書の控え、源泉徴収票など）
- ※申請書及び詳細は、市ホームページをご覧ください。

●郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所保険課



国民健康保険被保険者証(保険証)を特定記録郵便で郵送します

7月31日で現在の保険証の有効期限が切れるため、7月中旬に新しい保険証を郵送します。不在時でも受け取れるよう、配達状況が記録され、ご自宅の郵便受けに配達される「特定記録郵便」で送付します。

新しい保険証（ピンク色）が届いたら記載内容を確認し、現在お使いの古い保険証（灰色）は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

保険証には個人情報に記載されていますので、破棄の際には裁断するなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

保険証に関する問い合わせは下記へ。

○本庄地域在住者

保険課（市役所1階） ☎25-1116

○児玉地域在住者

支所市民福祉課（アスパアこだま内）

☎72-1333

▶高齢受給者証と保険証が1つになりました

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、保険証とは別に医療費の自己負担割合が記載された高齢受給者証を交付していましたが、8月1日からは、保険証と高齢受給者証が1枚のカードとなった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下『保険証兼受給者証』という）を交付します。

対象者には7月中旬に新しい保険証兼受給者証を郵送します。これから70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から保険証兼受給者証が使用できるため、誕生月の月末（1日が誕生日の方は前月末）に発送します。

▼新しい保険証（イメージ）

埼玉県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証 記号 本庄	有効期限 発効期日
氏名 本庄 太郎 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 本庄 太郎 住所 埼玉県本庄市本庄 保険者番号 110114	性別 負担割合

- ①高齢受給者証の表記が追加されています。
- ②医療費の自己負担割合が記載されていますので確認ください。



国民健康保険限度額適用認定証の更新をお忘れなく

現在の「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は、7月31日(金)です。

8月以降も引き続き、入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、更新の手続きをしてください。

●更新期間 7月8日(水)～8月31日(月)

●受付窓口

保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま内）

●用意

国保の保険証、印鑑（朱肉を必要とするもの）、マイナンバーのわかるもの

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、

差額ベッド代などの保険が適用されないものや入院中の食事代は、別に支払いが必要です。

更新期間を過ぎても随時申請できますが、認定証は、申請した月の初日から有効となります。月をさかのぼって発行できませんのでご注意ください。

70歳～74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方は、医療機関で限度額までの支払いとするために、認定証の更新又は申請が必要です。

①住民税非課税世帯の方

②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方

※①②に該当しない方は「保険証兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。

※認定証を医療機関に提示しなかった場合、自己負担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象となります。

7月は窓口が大変混み合います。早急に使用する予定がない方は8月以降に申請してください。7月に申請する際は、比較的空いている午後の来庁にご協力ください。



給与等の支払いを受けている方が新型コロナウイルスに感染した場合等に傷病手当金を支給します

本庄市国民健康保険に加入し、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、勤務を休みやすい環境を整えるため傷病手当金を支給します。

●対象（全てに当てはまる方）

- ・本庄市国民健康保険に加入していること
- ・雇用されていて給与等の支払いを受けていること
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱などの症状があり、その療養のために連続して4日以上仕事を休み、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができないこと

●対象期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため勤務することができない期間（入院が継続す

る場合等は最長1年6か月まで）

●支給日数

対象期間のうち、勤務を予定していた日数（最初の3日間は除く）

●支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給日数

●申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、下記へ郵送
※申請書は市ホームページをご覧ください。保険課までお問い合わせください。

●郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所保険課